

屋外広告物の適正な設置・管理について

建設課 都市計画係 ☎62-9217

屋外広告物は、景観や風致を損ねないように設置し、落下や倒壊などの危険を防止するため適正な維持管理を行いましょう。

【屋外広告物とは】

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出されるもの、のことをいいます。



【屋外広告物の表示設置が禁止される物件があります】

信号機、交通標識、歩道柵、カーブミラー、橋、電柱、街路灯柱、消火栓、道路の擁壁などには、原則として屋外広告物を表示設置することが禁じられています。

【屋外広告物の表示設置に届出が必要な地域があります】

国道20号や中央自動車道から展望できる地域または八ヶ岳エコーラインの沿道では、屋外広告物の表示設置に届出が必要な場合があります。

また、道路区域内に表示設置するときや、高さ4mを超える広告塔、広告板等を設置するときは、道路法や建築基準法の許可や確認が必要になります。

【屋外広告物の定期点検が義務化されます】

近年、適切に管理されていない屋外広告物が見受けられ、倒壊または落下による重大事故が発生した事例もあります。長野県では屋外広告物による危害防止等のため、屋外広告物条例を一部改正しました。

◆ 定期点検の実施

屋外広告物を表示し、設置し、または管理する方は、日常の補修その他の管理に加え、危害防止等のため、簡易な広告物等を除くすべての広告物について、定期的に点検を行わなければなりません。

◆ 点検結果の保管・報告

- 点検結果の記録は、屋外広告物を除却するまでの間、保管しなければなりません。
- 表示・設置の許可を受けている屋外広告物は、許可の更新時に、直近の点検結果の報告書を提出する必要があります。

◆ 一部改正の施行日

平成29年10月1日

- 施行日前でも、倒壊・落下のおそれのある屋外広告物の表示や設置はできません。
- 施行日において設置後3年経過している屋外広告物は、速やかな点検実施をお願いします。

また、9月1日から9月10日までは、「屋外広告物適正化旬間」です。禁止物件の点検や除却、パトロールを重点的に実施しますので、ご理解、ご協力をお願いします。